10月21日、近大泉州高校不当処分事件の控訴審・第２回和解協議が行われました。

第１回目の協議(10 月６日)で裁判官は、和解の内容は一審判決の内容から遠く離れたものにはならないし、双方の主張に懸隔はあるが、できるならば和解を成立させたいとの意向を表明していました。そして、この協議は、和解そのものの可否について、一審原告及び被告からそれぞれの考えを出し合うところから始まりました。

原告は、不当労働行為の点を抜きにできないが、処分撤回、解決金支払いが和解協議で検討できるのなら和解を追求する意思はあると表明。しかし、理事長が地裁判決の翌日に職員朝礼で、「判決は処分という行為は認めているので、これからも就業規則違反は処分する」と、判決の一面だけを強調していることへの不信や失望を語りました。そして、岩井書記長はこのような理事長の言動と今後の労使関係を考えると、和解条項に今後の労使関係を規定する内容が必要と主張しました。

被告代理人は、組合側から大量の宣伝ビラがまかれ、理事長への抗議ハガキが毎日届く、組合はこんな運動を展開しているのに、和解の意思があるのかと質しました。

原告側は、処分撤回、解決金支払いと今後の労使のあり方等で学園側が検討できるのなら、争議解決への一歩と位置づけて和解をすることを表明しました。被告代理人は原告側から和解の具体案を示されれば検討すると提案、11 月９日までに原告側の和解条項案を提示し、第３回和解協議を 12 月５日に設定して協議を終えました。